

海外研究活動報告書

国際社会科学専攻 博士課程

土田千愛（フィリピン）

活動の概要

本稿では、このたび「卓越した大学院拠点形成支援補助金」の支援を受け、2016年1月28日から30日までフィリピンへ渡航し、国際会議に出席する形で遂行した研究活動について報告する。1月28日から29日にフィリピンのタガイトにある司法研修センターにて、難民及び国際的保護のためのアジアのネットワーク（ANRIP：The Asian Network for Refugees and International Protection）の第1回会議が開催された。ANRIPとは、日本をはじめ、韓国、フィリピン、香港にニュージーランドを含むアジア各国を中心とした

政府決定者、弁護士、裁判官、UNHCR職員、NGO関係者や研究者らによって、2014年12月に東京大学駒場キャンパスにて難民移民寄付講座である難民移民ドキュメンテーションセンター（CDR）主催の国際会議で設立された組織である。難民保護に関する国際的な基準の適用や意思決定過程などについて情報共有と議論をするためのプラットフォームを送出することが目的とされている。

今回の国際会議の主催者はフィリピン政府、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）フィリピン事務所であり、オーストリアを加え先述の通りメンバー国の関係者らが出席した。とりわけ、日本からの出席者は難民保護に従事しているUNHCR駐日事務所の職員、弁護士、NGO職員、研究者であり、本学からは佐藤安信教授と、Dylan Scudderさん（D5）、波多野綾子さん（D2）、伊藤慎也さん（M2）、須田英太郎さん（M1）と筆者の5名の学生が参加した。学生間では、主に受付、タイムキーパー、撮影、議事録を分担し、最終的にUNHCR提出用の英語版の記録と法務省提出用の日本語版の記録を作成した。

本会議では難民の出身国情報（COI: County of Origin Information）を取りあげ、国内外の出身国情報のデータベースを管理している専門家と互いに議論し合うことで、(1)世界の様々な出身国情報のデータベースについて理解を深めること、(2)出身国情報の収集と利用についての国際水準を理解すること、(3)アジア地域の出身国情報の収集と利用を改善するために将来の協力と協調を模索していくことと主に3点のことを趣旨とし、議論が繰り広げられた。主なテーマは、出身国情報のデータベースであるECOL.net¹とRefworld²の特徴の紹介と活用、出身国情報の質の制御、決定権限者による出身国情報の扱い方、アジア共通の出身国情報である。ECOL.netについてはその拠点となっているオーストリアの担当者から、RefworldについてはUNHCRの担当者から報告があった。



写真1：司法研修センター前での集合写真

¹ “ECOL.net” <https://www.ecoi.net/>

² “Refworld” <http://www.refworld.org/>

質疑応答では、出身国情報はオーストリアを中心とするヨーロッパの国々が採用しているため、アジアの国々の決定権限者には適用できないのではないかと声をはじめ、庇護申請者の言語への対応の難しさや出身国情報が多様な言語に対応するために大きな課題が残ること、出身国情報を発展させるために必要となる人手や資金不足をどう補うのかといった懸念に、サイバー攻撃から情報を保護するためのセキュリティ問題など実践的なレベルで鋭い指摘もあり、議論が活発に行われた。今回は午前中 90 分×2 コマ、午後 90 分×2 コマの構成で限られた時間ではあったが、密度の濃い 2 日間となった。休憩時間中は様々な所属の参加者と、アジアという同じ地域に属しているというより近い目線でお互いの国の難民保護の実情について情報や意見を交換し合い、新たなネットワーク形成の機会となった。

考察・感想

現在も多くの国々で難民認定の国際的な指標となっている「難民の地位に関する条約（いわゆる難民条約）」は 1951 年に採択されているがゆえに、崩壊国家や環境問題に起因する移動など現代の難民発生の実情には適さないという指摘がある³。また、インターネットの普及により、個人が政治的意見を述べる機会が形態を変えて増加しており、「難民」を取り巻く環境も急速に変化しつつある。筆者は日本を中心に庇護申請者に焦点をあて聞き取り調査をもとに難民保護の分野で研究を進めている。庇護申請者の中には Facebook や Twitter などの SNS や Youtube や Instagram で政治的な意見を主張する者、庇護申請者自身が政治活動を行っている動画や写真を投稿する者が少なくないことが少なくない。こうしたソーシャル・メディアが難民と認定するうえで根拠として使えるかどうか、筆者が関わっている庇護申請者のような言動の傾向が難民認定にどのように影響するのか、非常に興味深いところである。今回の会議ではニュージーランドで動画の場合、歴とした証拠として使えたという事例も紹介された。特に若い世代は様々な形式で情報を送ってくるそうだが、当該の情報と庇護申請者の関連性を全て憲章するには多くの時間を要するために容易ではないという率直な意見も述べられた。出身国情報を吟味するうえで重要なものの一つとなっている信憑性の評価は、こうしたソーシャル・メディアの活用にどのように応用されるか、現代の動向に合わせてソーシャル・メディアの出身国情報としての価値について議論を今後も重ねて行く必要があると考える。



写真 2：会議場にて

難民問題を追究している筆者にとって、アジアで最初の難民保護に関する国際会議に参加できたことは非常に大きな意義があった。「卓越した大学院拠点形成支援補助金」に採用して頂いたことに深く御礼申しあげたい。

以上

³ 主なものとして、Schoenholtz, Andrew. (2015) The New Refugees and the Old Treaty: Persecutors and Persecuted in the Twenty-First Century, *Chicago Journal of International Law*, Vol. 16, Number 1.
また、難民条約の欠陥を補うために、1990 年代には国内避難民、2000 年代には補完的保護など現代の実情に則した新たな強制移住の保護の在り方が出てきている。